

訪問看護ステーション そら ご案内（重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

法人名	医療法人財団 はるたか会
代表者氏名	理事長 前田 浩利
法人所在地	〒110-0015 東京都台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル9F
連絡先	03-6456-1701

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業者番号

事業所名	訪問看護ステーション そら
事業所の住所	〒110-0015 東京都台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 8F
連絡先	Tel 03-6456-1197 Fax 03-6456-1185
管理者	山岸 康幸

(2) そらの理念

患者さんのニーズ、願いや思いをかなえるために、0歳～100歳を超える方々の生まれてからをずっとサポートします！

(3) 事業所の職員体制（2025年2月1日現在）

	常勤	非常勤	業務内容
管理者兼務看護師	1名		看護師業務管理・訪問看護他
看護師	3名	3名	訪問看護他
理学療法士	6名	4名	訪問看護他
事務職員	2名		事務

(4) 通常の事業の実施地域

医療保険：墨田区、台東区、足立区、荒川区、葛飾区、江東区
江戸川区、中央区、文京区、千代田区
介護保険：墨田区、台東区

(5) 営業日時のご案内

- 営業日：月曜日～金曜日
- 休日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始 12月29日～1月3日

	通常営業時間帯
平日	9:00～18:00
土・日・祝日・年末年始	臨時訪問

※当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡・訪問対応がとれる体制を設けております。夕方18:00～翌朝9:00までは転送電話にて対応しております。

この時間帯、看護師は自宅待機にて対応させていただきます。
そのため、必要に応じ臨時（緊急）訪問を行う場合は、利用者様宅までお時間が多少掛かりますので、予めご了承ください。

3. 訪問看護サービスの内容・提供方法

(1) 内容

- 病状・障害の観察、健康相談
- 認知症の方の看護
- 清拭・洗髪など清潔の保持
- ターミナルケア
- 食事・排泄など日常生活の世話
- 療養、看護・介護方法のアドバイス
- 褥瘡や創傷の処置
- 医師の指示による医療処置
- リハビリテーション
- 保健・福祉サービスの活用など
- 小児の看護
- 家族など介護者の支援

(2) サービスの提供方法

- ①主治医の指示のもと「訪問看護計画書」を作成して、訪問に伺います。
- ②サービスは「訪問看護計画書」に沿って提供します。
- ③サービスの提供状況や目標達成などに関する「訪問看護報告書」作成し、主治医に提出します。
- ④介護保険利用者の方は、居宅サービス計画に沿ってサービスを提供し、居宅介護支援専門員に実施状況やご様子をお伝えし連携していきます。
- ⑤サービス提供をした際には、できる限り時間内に記録用紙に記入させていただき、他事業所との連絡に役立てます。

4. リハビリ回数

当ステーションのリハビリは週3回を限度としており、原則は週1-2回です。
また、3歳以上もしくは3歳未満でも児童発達支援センター、保育園等の利用が可能な利用者様に関しては原則週1回とさせていただきます。
追加希望の際はキャンセル待ちフォームでの登録をお願いしております。（別紙）

5. ご利用料金・ご利用時間など

(1) 利用料

- 医療保険法・介護保険法に基づいた金額を請求いたします。
（利用料金は別紙参照。各医療助成制度がご利用できます）
状態の応じて複数回訪問に対応しますが、時間に関しては要相談となります。
- 保険適応外のサービスなど
 - ・保険対応訪問時間外：30分毎5,000円（別途消費税）
 - ・認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護の指定）に入居されている方、医療保険請求に該当しない方：1時間10,000円（別途消費税）
 - ・上記に該当しない状況でサービスが必要になった場合は、別途料金規定により対応させて頂く場合があります。ご相談下さい。（別途料金規定については、この契約の締結をもって契約されたこととします。）

(2) 交通費

訪問の交通費として1回100円（別途消費税）を月末に請求します。

(3) キャンセル料

1回 8,000円 を月末に請求します。

- キャンセルは利用日の前営業日(土日祝以外)の16:00までにステーションにお申し出ください。その場合にはキャンセル料は発生いたしません。
- 当日のキャンセル、当日の訪問日程変更に関しては料金が発生する場合があります。

※キャンセル料金をいただく場合の例

- 入院、家族の体調不良やお悔みなど急な事以外の外出や都合によるキャンセル
- 訪問時間忘れや連絡を忘れたまま外出した場合のキャンセルなど

(4) ご利用料金のお支払方法について

- 現金集金

(5) ご利用時間について

- 医療保険：30分以上90分未満（利用者様のニーズに合わせたケア内容によりご相談して決めさせていただきます）

※以下が、ステーションとして定めた医療保険対応訪問時間です。

重症児スコア10点以上の方で15歳未満または、人工呼吸器を利用している方は、医療保険法に基づいて、週に3回まで90分訪問が可能です。

それ以外は、実費負担分として請求させていただきます。

※15歳以上の方は制度上、長時間訪問が週1回となります。

- 介護保険：ケアマネージャーのプランに沿って提供いたします。

6. ご利用に当たってのお願い

- サービス利用の際には、保険証や医療保険受給者証などを毎月確認させていただきます。これらの内容について変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- 受け持ち看護師が中心に訪問予定を相談させていただきますが、受け持ち以外の看護師も訪問いたします。
- 翌月の訪問スケジュールの変更はできるだけ前月15日頃までにご相談ください。病状の変化のある方を優先して変更に応じます。
- その日の訪問スケジュール管理はステーション内で一元的に管理しています。何かの事情で遅刻する場合は、ステーションからご連絡いたします。時間延長につきましても、スタッフからステーションに報告して、指示を受けてからの延長となります。
- 介護報酬、診療報酬の改正に当たって、内容及び利用料その他の額の変更があります。改正があった際には、訪問看護の内容及び利用料その他の額の変更についてご説明いたします。
- 当ステーションは、医療実習生の受け入れを実施しております。実習のご協力をお願いします。守秘義務や訪問マナーは、学校又は施設内で教育しています。

見学者の同行訪問は 可 不可 (どちらかに○をしてください。)

7. サービス内容に関する苦情等相談窓口

● 当事業所	訪問看護ステーション そら Tel 03-6456-1197
担当者	山岸康幸 千葉由香理 相談時間 9時～18時
● 当法人窓口	医療法人財団はるたか会 Tel 03-6456-1701
● 国民健康保険 団体連合会	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館 11階 Tel 03-6238-0011

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。利用者の申し込みを受諾し、この契約に定めるサービスを責任もって行います。

年 月 日

事業者乙 住所 東京都台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 8F
医療法人財団はるたか会 訪問看護ステーションそら
理事長 前田 浩利 印
説明者 印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、内容を確認しサービスを利用することを申込み、契約します。

年 月 日

利用者甲 住所
氏名 印

代理人(選任した場合)
住所
氏名 印